

## 「令和5年度 こすもスマイル助成」

赤い羽根共同募金と善意銀行預託金を財源として、須磨区内の地域福祉の充実を図るために、地域団体やボランティア等が取り組む活動の **立ち上げもしくは拡充・充実** を支援するための助成を行います。

### ◆助成要件

助成対象事業	須磨区内において、高齢者や子ども、障がい者等地域の多様な方々を対象とした「地域共生のための居場所づくり」や「地域福祉活動に取り組むこと」を目的とする事業
助成対象団体	須磨区内で活動を展開する地域団体やボランティアグループ
事業実施期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
助成区分及び助成額	<p><b>【Aタイプ】 備品・器材購入経費 1団体あたり 10万円(上限)</b></p> <p><b>対象経費</b> 新たな活動の場づくりや、実施事業の拡充・充実のための備品・器材等の購入経費</p> <p>【例】 家具、家電、調理器具など、1年以上使用することができるもの</p> <p>※下記の経費は対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施に関係のない経費及び本会が不相当と認めた経費</li> <li>・ クレジットカードやポイントカードを利用し、ポイントを加算し購入した経費</li> </ul> <p><b>【Bタイプ】 活動の運営に要する経費 1団体あたり 5万円(上限) / 年度</b></p> <p><b>対象経費</b> 事業の運営に必要な経費</p> <p>【例】 講師謝金、印刷費、通信運搬費、保険料、会場使用料、スタッフ交通費、手数料、消耗品費等</p> <p>※以下の経費は対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 助成対象団体の職員・スタッフの人件費・謝礼</li> <li>・ 当該事業と区別が出来ない通信料および光熱水費等の経費</li> <li>・ クレジットカードやポイントカードを利用し、ポイントを加算し購入した経費</li> <li>・ その他、本会が不相当と認めた経費</li> </ul>
※審査により、不採択や申請額より減額して助成決定することがあります。	
その他申請条件	<p>① A、Bの併用申請も可能です。</p> <p>② Aタイプ助成を受けた団体は、助成後5年を経過しなければ申請できません。</p> <p>③ Bタイプの助成期間は、通算3か年度を上限とします。</p> <p>④ <b>同一の事業で、本会及び他の社会福祉協議会、共同募金会等から助成金を受けている場合は申請できません。</b></p>

※詳細は裏面をご覧ください。

## ◆審査及び助成の決定について



審査方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書提出後、職員によるヒアリング及び現地確認等を行うことがあります。</li> <li>・申請団体から企画内容の説明をいただく場合があります。</li> <li>・申請書を基に、審査会において申請内容を審査して助成事業を決定します。</li> </ul>
選考・審査時期	令和5年5月下旬～6月末
助成決定・助成金交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成団体決定後、対象の団体に決定通知及び助成金申請書を送付します。</li> <li>・助成金申請書により、対象団体の指定口座に助成金を振り込みます。</li> </ul>
実績報告書	<p>事業終了後30日以内に「事業報告書」を本会に提出してください。</p> <p>また、内容は本会ホームページ等で公表します。</p>

## ◆申請の手続きについて



申請方法	<p>所定の申請書に必要事項を記入・押印の上、添付書類とともに、本会へご提出下さい。</p> <p style="text-align: right;">※郵送も可</p>
申請書	<p>2月8日（水）以降、本会窓口での配布ならびにホームページからダウンロードできます。</p> <p style="text-align: center;"><b>本会ホームページ</b> <a href="https://www.suma-shakyo.or.jp/">https://www.suma-shakyo.or.jp/</a></p>
申請期間	<b>令和5年2月8日（水）～4月27日（木） ※必着</b>
助成金の返還 (全額もしくは一部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①助成決定後、事業の一部または全部が実施不能となった場合。</li> <li>②助成金を指定された事業以外に使用した場合。</li> <li>③助成決定後、助成申請内容に不正または虚偽等の事項が判明した場合。</li> <li>④その他、本会の指示に従わない等、本会が不適当と認めた場合。</li> </ul>



### 【問合せ先】



須磨区マスコットキャラクター  
すまぼう

©2014 神戸市 No.22-003

### 社会福祉法人 神戸市須磨区社会福祉協議会

神戸市須磨区大黒町4丁目1-1 須磨区役所3階

TEL : 731-4341 (内線 : 318・313)

FAX : 733-2533

E-mail : [apply@suma-shakyo.or.jp](mailto:apply@suma-shakyo.or.jp)



こすもちゃん